

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 30 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 0930 第 4 号
令和 7 年 9 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」
の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 7 年 10 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 11 号）の一部改正について

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 11 号) の一部改正について

1 別表 1 の I の「検査」の「循環動態解析装置」の項を次のように改める。

特定診療 報酬算定 医療機器 の区分	定義			対応する診療 報酬項目	
	薬事承認上の位置付け		その他の 条件		
	類別	一般的名称			
循環動態 解析装置	機械器具 (21) 内臓機能検査 用器具 プログラム (1) 疾病診 断プログラム	循環動態解析装置 循環動態解析プログラム	冠動脈造影 像から三次 元再構成し た冠動脈モ デルの解析 又は複数の 冠動脈造影 像から数値 解析を行う ことにより 冠血流予備 量比を算出 することが 可能なもの	D206	心臓カテ ーテル法 による諸 検査(一連 の検査に ついて) 注 5 冠動脈血 流予備能 測定検査 加算(循環 動態解析 装置)

(別添参考)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 11 号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後						改 正 前					
(別表 1) Ⅰ 医科点数表関係 医学管理等・在宅医療 (略) 検査						(別表 1) Ⅰ 医科点数表関係 医学管理等・在宅医療 (略) 検査					
特定診療 報酬算定 医療機器 の区分	定義			対応する診療 報酬項目		特定診療 報酬算定 医療機器 の区分	定義			対応する診療 報酬項目	
	薬事承認上の位置付け		その他 の条件				薬事承認上の位置付け		その他 の条件		
	類別	一般的名称					類別	一般的名称			
循環動態 解析装置	機械器具（ 21）内臓機 能検査用器 具 プログラム （1）疾病 診断プログ ラム	循環動態解析 装置 循環動態解析 プログラム	冠動脈造 影像から 三次元再 構成した 冠動脈モ デルの解 析又は複 数の冠動 脈造影像 から数値 解析を行 うことに より冠血 流予備量 比を算出 することが 可能なもの	D206	心臓カテ ーテル法 による諸 検査（一 連の検査 について） 注 5 冠動脈血 流予備能 測定検査 加算（循 環動態解 析装置）	循環動態 解析装置	機械器具（ 21）内臓機 能検査用器 具 プログラム （1）疾病 診断プログ ラム	循環動態解析 装置 循環動態解析 プログラム	冠動脈造 影像から 三次元再 構成した 冠動脈モ デルの解 析により 冠血流予 備量比を 算出する ことが可 能なもの	D206	心臓カテ ーテル法 による諸 検査（一 連の検査 について） 注 5 冠動脈血 流予備能 測定検査 加算（循 環動態解 析装置）
画像診断～放射線治療 (略) Ⅱ 歯科点数表関係 (略)						画像診断～放射線治療 (略) Ⅱ 歯科点数表関係 (略)					